

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 清晃会	令和4年12月19日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 社会福祉事業の用に供する土地で国または地方公共団体以外の者から賃借しているが、賃借権の登記が確認できなかったため、登記簿を確認して未登記であるなら登記するように指摘。</p> <p>2 会計・経理</p> <p>(1) 有形固定資産の現物管理及び現在高報告について</p> <p>平成30年度の指導監査の指摘事項である有形固定資産の現物実査及び固定資産現在高報告書の作成について、本年度も作成されていなかった。よって、経理規程第52条の定めのとおり、毎会計年度末の固定資産の保有調査・使用状況の調査を実施し、固定資産現在高報告書を作成のうえ、理事長への報告を行うべきである。また、調査の結果、現物が確認できないもの、破損等により使用不能となったものについては、帳簿上、除却処理を行うこととなる。</p>	<p>1</p> <p>(1) 改善中</p> <p>2</p> <p>(1) 改善中</p>